

国富町長 様

登録番号	第	号
登録日	年	月 日

年 月 日

空き家バンク物件登録申請書

(申請者) 住所

氏名

電話番号

国富町空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同条第4項第1項の規定により、空き家バンクへの登録を申請します。

- 1 契約交渉に関して、次のいずれかを選択します。(該当に「レ」を記入ください)
  - 契約交渉に関する全てについて、国富町空き家バンク制度により、町が依頼した登録不動産業者に調査・仲介を依頼します。
  - 契約交渉に関する全てについて、国富町空き家バンク登録不動産業者の中から任意に選択した不動産業者に調査・仲介を依頼します。

業者名	
連絡先	

- 2 登録内容は、別紙空き家バンク物件登録カード（別記様式第2号）に記載の通りです。
- 3 同意事項
  - (1) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、国富町のホームページ、広報誌等で一般に公開されることに同意します。
  - (2) 空き家の利用希望者及び仲介業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。
- 4 誓約事項
  - (1) 空き家バンク物件登録カードの記載内容に偽りはなく、国富町空き家バンク制度実施要綱第4条第3項の規定に該当しないことを誓約します。
  - (2) 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
  - (3) 利用希望者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンク制度の目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

【注意事項】

- (1) 契約成立時に、別途仲介手数料が掛かります。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく額の範囲になります。
- (2) 国富町では、この申請により登録された情報を空き家バンク制度の目的以外に利用しません。
- (3) 国富町では、情報の提供や必要な連絡調整等は行いますが、空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約等については、一切これに関与しません。